# 令和4年度第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会会議録

議題	1 開会
	2 議題
	(1) 民生委員・児童委員等の推薦審議について ①民生委員・児童委員(区域担当)の審議
	②主任児童委員の審議
	(2)推薦会終了後の内申の取扱いについて
	(3) その他
	3 閉会
日時	令和4年7月15日(金) 15時00分~16時05分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	委員長 岩田はるみ
	委 員 岡崎進
	委 員 細田勲
	委 員 山口美智子
	委 員 水島修一
	委 員 坂井修一
	委 員 木下操
	委 員 青木照夫
	(欠席委員)
	習田裕子、伊藤甲之介、坂巻清、豊嶋常和、三輪正彦
	(事務局)
	大川福祉政策課長
	森福祉政策課課長補佐
	中田福祉政策課副主幹
	舟橋福祉政策課主事
会議資料	資料1-1 令和4年度一斉改選にかかる経過と今後のスケジュ
	ール
	資料1-2 民生委員・児童委員推薦基準(令和4年一斉改選)
	資料1-3 主任児童委員推薦基準(令和4年一斉改選)
I	

	資料1-4 令和4年度民生委員等の一斉改選に係る内申の状況
	資料2-1 民生委員・児童委員(区域担当)候補者一覧
	資料2-2 民生委員・児童委員(区域担当)候補者個人調書
	資料2-3 主任児童委員候補者一覧
	資料2-4 主任児童委員候補者個人調書
	茅ヶ崎市民生委員推薦会委員名簿
	茅ヶ崎市民生委員推薦会規則
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号
	個人に関する情報で、特定個人が識別され、又は公開することによ
	り、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
傍聴者数	0人

## (会議の概要)

## ○福祉政策課長

定刻になりましたので、ただいまより、「令和4年度第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会」を開催させていただくが、初めに推薦会委員のうち「まちぢから協議会連絡会」から ご選出いただいている委員に変更があったので委員の紹介をさせていただく。

~細田委員自己紹介~

## ○福祉政策課長

それでは、次第にそって「令和4年度第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会」を進めさせていただく。

はじめに、岩田委員長より、開会に際してのご挨拶をいただきたい。

~岩田委員長あいさつ~

#### ○福祉政策課長

本日は、今年度初めての会議となる。また、委員の変更があったので、ここで各委員 に自己紹介をお願いしたい。時間の関係上、所属とお名前のみでお願いしたい。それでは、 改めて委員長の岩田委員長よりお願いしたい。

~委員自己紹介~

続いて市事務局の紹介をする。

## ○福祉政策課長

議事に入る前に、欠席委員の確認をさせていただく。

本日、習田委員、伊藤委員、坂巻委員、豊嶋委員、三輪委員の5名が欠席である。

また、本日の会議について、委員の半数以上のご出席をいただいているので、民生委

員法施行令第4条の規定により、会議が成立していることを報告させていただく。 次に会議資料の確認を、事務局よりさせていただく。

#### ○事務局

事務局より、会議資料の確認をする。

最初に

- ①本日の次第
- ②資料1-1 令和4年度一斉改選にかかる経過と今後のスケジュール
- ③資料1-2 民生委員・児童委員推薦基準(令和4年一斉改選)
- ④資料1-3 主任児童委員推薦基準(令和4年一斉改選)
- ⑤資料1-4 令和4年度民生委員等の一斉改選に係る内申の状況
- ⑥資料2-1 民生委員・児童委員(区域担当)候補者一覧
- ⑦資料2-2 民生委員・児童委員(区域担当)候補者個人調書
- ⑧資料2-3 主任児童委員候補者一覧
- ⑨資料2-4 主任児童委員候補者個人調書
- ⑩茅ヶ崎市民生委員推薦会委員名簿
- ⑪茅ヶ崎市民生委員推薦会規則

である。

以上の資料だが、不足等はあるか。不足等がある場合には、事務局職員までお声掛けいただきたい。

なお、資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4 は個人情報が含まれている関係上、会議終了後、事務局で回収するので、よろしくお願いしたい。

#### ○福祉政策課長

それでは、ここからの議事進行について、委員長にお願いをする。

#### ○岩田委員長

それでは、議事に入ってまいりたいと思うが、茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市自治基本条例 第14条第3号」の規定により、審議会は原則公開としているが、本日の議題の(1)民 生委員・児童委員等の推薦審議については、個人情報を含むので、「非公開」とし、その 他の議題については、公開としてよいか。

#### ○民生委員推薦会委員

異議なし。

#### 〇木下委員

また、公開の部分については、会議を傍聴することができることとなっている。事務局より傍聴の報告をお願いする。

## ○事務局

本日、傍聴の方はお見えになっていない。

## ○岩田委員長

それでは議事に入る。

議題(1)民生委員・児童委員等の推薦審議について。

最初に、委員の交代もありましたので、これまでの経緯と推薦基準、そして、候補者の 審議の進め方について、事務局より説明をお願いする。

#### ○事務局

事務局より、一斉改選に関する、これまでの経過と今後のスケジュールについて、説明をさせていただく。

「資料1-1」をご覧いただきたい。

本年度は、3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選の年となっている。

昨年8月の民生委員推薦会において、推薦基準の承認を得た後、11月には「まちぢから協議会連絡会」、12月~1月には市内13地区の各地区説明会を行い、候補者の内申を、まちぢから協議会会長、自治会連合会会長及び単位自治会長へ依頼をした。

説明会の後より、順次、内申書類を受付、先月6月28日を、内申書類の締め切りと し、本日の推薦会に至っている。

推薦会の後について、8月15日に県へ調書を提出し、9月15日ごろには県の社会 福祉審議会民生委員審査専門分科会において審議される。

9月末には県から国へ推薦が行われ、12月1日に民生委員・児童委員として、厚生 労働大臣から委嘱されることとなる。

なお、いわゆる欠員について、候補者の選出に関する推薦を引き続き各地区に依頼しており、候補者の内申があった場合には、4月1日の委嘱に向けて、2月に推薦会を開催する予定である。

次に、資料1-2「民生委員・児童委員推薦基準」をご覧いただきたい。

候補者の選任にあたっての一般方針について、記載のとおりとなっている。

裏面に移り、年齢要件について、新任委員の場合は、30歳以上72歳未満、再任委員の場合は、30歳以上75歳未満としている。

その他、選出にあたってはできる限り低年齢層化をはかることとするが、地域の実情に よってはこの限りではないとしており、柔軟な対応ができることとしている。

担当する範囲は、自治会区域となるので、各自治会長に委員の選出を依頼している。

続いて、資料1-3「主任児童委員推薦基準」をご覧いただきたい。

選任にあたっての一般方針については、記載のとおりとなっている。

裏面に移り、年齢要件について、新任委員の場合は、30歳以上60歳未満、再任委員

の場合は、30歳以上65歳未満としている。

担当する範囲は、市内13地区のそれぞれの区域全域となるので、各地区のまちぢから 協議会会長、湘北地区にあっては自治会連合会会長に、各地区2名の委員の選出を依頼し ている。

こうした経過と推薦基準を踏まえた各地区の内申の状況については、資料1-4「令和4年度 民生委員等の一斉改選に係る内申の状況」のとおりである。

右下の「全体」をご覧いただきたい。定数は、区域担当303名、主任児童委員が26 名の合計329名となっており、今期の328名より区域担当を1名増員する予定である。 担当民生委員の世帯数が配置基準を超えたことや、マンション等の開発による世帯数 の増加等による区割りの見直しなどを考慮したものである。

定数については、県条例において定められているが、増員後の329名について、県より仮決定をいただいているところである。

そして本日は、昨日までに内申書類の提出のあった289名の候補者について、ご審議いただくこととなる。

次に、審議の進め方であるが、こちらは、事務局からの提案となるが、本来であれば、 候補者の一人一人を審議すべきところであるが、本日は限られた時間で多くの候補者の審 議を行わなければならない。

候補者については、事務局において、推薦基準の各要件を満たしているかどうか、事 前に書類の確認を行っているところである。

従って、審議の進め方については、各地区の内申状況、候補者の一覧、一部要件を満たしていない候補者数について、13地区一括して説明させていただく。なお、要件を満たしていない候補者については、資料2-1及び資料2-3の候補者一覧とは別に、資料2-2及び資料2-4として個人調書をご用意した。

一括説明の後、資料等をご確認する時間を設けるので、その後、ご意見等があれば、 ご発言をいただくような形で進めさせていただければと思う。

なお、木下委員においては、鶴嶺東地区の候補者として名前があがっているので、推薦会規則第4条の規定に基づき、ご本人の審議にはご参加いただけない。従って区域担当の審議については、まず、木下様を除く候補者について一括した審議を行い、その後、木下委員に一度ご退席いただき、木下様の審議を行うという形で進めていただければと思うが、よろしいか。

#### ○岩田委員長

ただいま事務局より、審議方法について提案があった。皆様いかがだろうか。

## ○民生委員推薦会委員

~異議なし~

## 〇岩田委員長

それでは、ご異議がないようなので、さっそく審議を進めたいと思う。 まず、区域担当の候補者について、事務局より説明をお願いしたい。

## 一議題(1)非公開一

## ○岩田委員長

それでは、議題(2)「推薦会終了後の内申の取扱いについて」に移ります。この議題は「公開」となるので、よろしくお願いしたい。

では、事務局より説明をお願いする。

## ○事務局

まず、今後の推薦事務の流れについてご説明する。

本日ご審議いただいた候補者については、8月15日には県へ調書を提出し、神奈川 県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での審議、国での審議と進み、厚生労働大臣の 承認が得られると、令和4年12月1日付けで委嘱され、任期は令和7年11月30日ま での3年間となる。続いて、提案事項が1件ある。

「資料1-4」をご覧いただきたい。本日時点で内申書の提出が間に合わず、欠員となっている人数が40名となっている。市から県への内申書の提出期限が8月15日 (月)までとなっているが、なるべく欠員なく12月1日を迎えるため、事務局としては、県への最終提出期限までに内申された候補者は、県へ推薦していきたいと考えている。そこで、本日以降に追って提出された候補者の推薦決定について、委員長ならびに職務代理者に一任していただけるかどうか、この場で提案させて頂く。

また、主任児童委員についても委員長と職務代理者に一任とさせていただけるかどう か合わせて提案させていただく。

## ○岩田委員長

ただいま事務局より、

- ・今後の推薦事務手続きについての説明
- ・本日の推薦会後に内申された候補者の推薦決定について、委員長と職務代理者に一 任で行う、というご提案があった。

皆さま、いかがか。

## ○民生委員推薦会委員

異議なし。

## ○岩田委員長

ご異議がないようなので、「推薦会終了後の内申の取扱い等」については、私と職務

代理者である木下委員に一任していただく。

続きまして、議題(3)その他について事務局より何かあるか。

## ○福祉政策課長

最後に、本推薦会委員の任期についてご報告させていただく。

資料の「民生委員推薦会委員名簿」をご覧いただきたい。

委員の皆さまの任期は、本年11月30日までとなっている。一部の方は3年間という長期に渡り、お忙しい中、本推薦会に多大なる御協力をいただいたことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げる。

なお、次期委員については、別途事務局より各推薦団体へ依頼をさせていただくので、 よろしくお願いしたい。

事務局からは以上である。

## ○岩田委員長

委員の皆さまからは何かあるか。

それでは、本日の議題はすべて終了した。

以上をもって、令和4年度第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会を終了する。